

令和3年3月25日制定

東京港東航路における水域利用調整ガイドライン

○水域利用調整の目的

東京東航路に接続する水域利用の効率化と船舶航行の安全に資することを目的とする。

○調整対象船舶

管制船及び管制対象船を対象とする。

(1) 管制船

LOA 150m 以上（油送船 1,000 総トン以上）





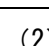
(2) 管制対象船

LOA 50m 以上（総トン数 500 総トン未満の船舶を除く）





但し、必要に応じて管制対象船未満の船舶に対しても調整を実施する。

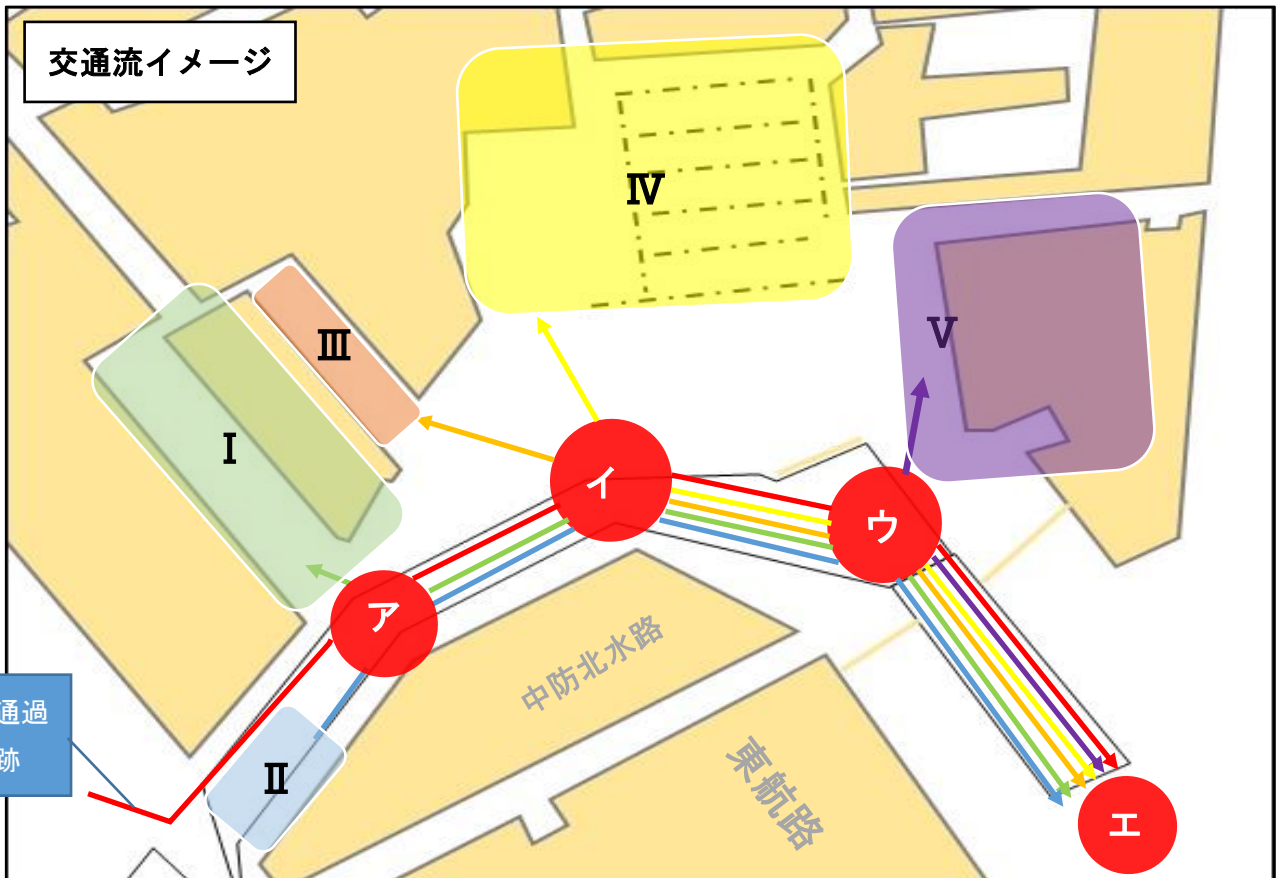
共通事項、水域利用調整に係る運航スケジュールの通報等、基本的なルールは東京港西航路における水域利用調整ガイドラインに準拠する。

(1) エリア

	エリアⅠ	お台場ライナーふ頭 - 10号地ふ頭西側スリット、及びフェリーふ頭周辺
	エリアⅡ	中央防波堤内側ふ頭 X2.3 バース周辺
	エリアⅢ	鉄鋼ふ頭西側 - 10号地ふ頭東側スリット周辺
	エリアⅣ	鉄鋼ふ頭東側及び辰巳ふ頭周辺
	エリアⅤ	15号地木材ふ頭及び建材ふ頭周辺

(2) 調整水域

	調整水域ア	お台場ライナーふ頭 - 10号地ふ頭西側スリット、中防北水路接合部周辺水域
	調整水域イ	鉄鋼ふ頭西側 - 10号地ふ頭東側スリット、中防北水路接合部周辺水域
	調整水域ウ	東航路北口周辺水域
	調整水域エ	東航路南口周辺水域

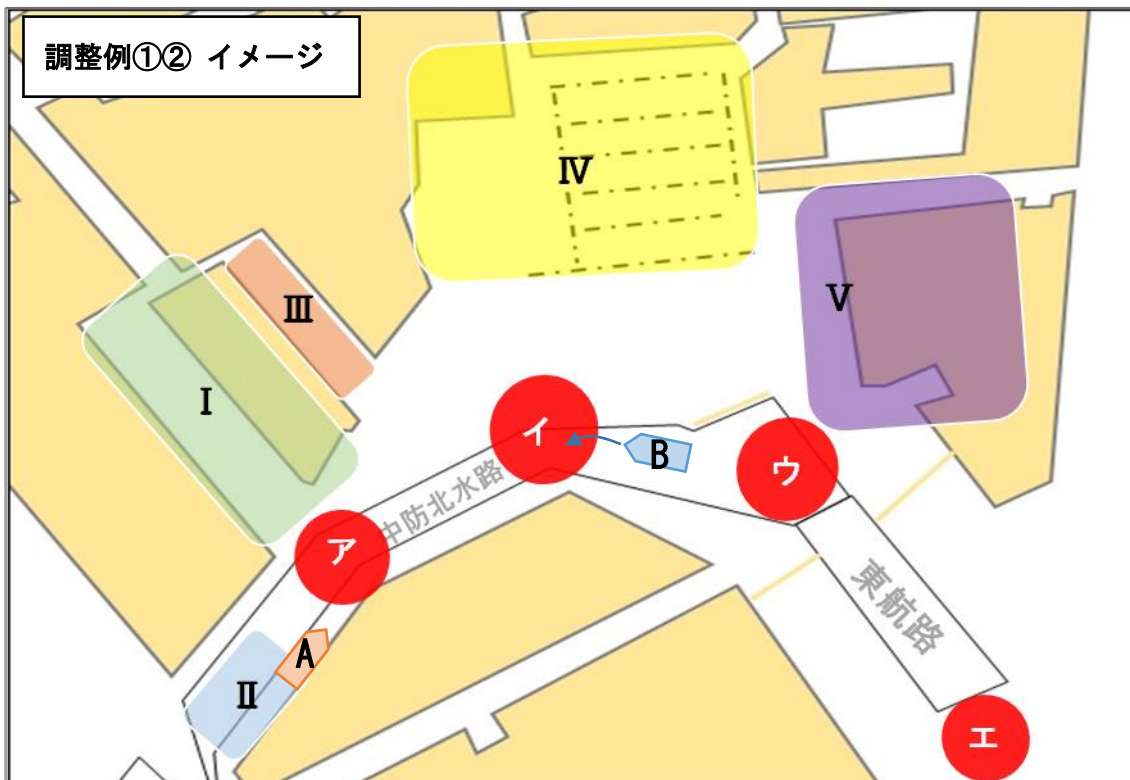


《調整例（とうきょうポータルラジオによる情報提供等）》

◎本調整の運用に当たっては定刻運航のフェリー、RORO 船等操縦性能に優れた船舶に配慮する。

◎中防北水路航行船舶を優先とする。（港則法第 14 条に準拠）

(1) 中防北水路内における出港船と入港船の行き合い調整



【 調整内容 】

◎出港船舶に対して調整水域での行き合いを避けるよう情報提供を行う。

【 調整例 】

①入港船がエリア（Ⅰ）へ入域する場合。

出港船(A) 船に対して入港船（B）が調整水域（ア）を出域するまで（ア）に入域しないよう情報提供を行う。

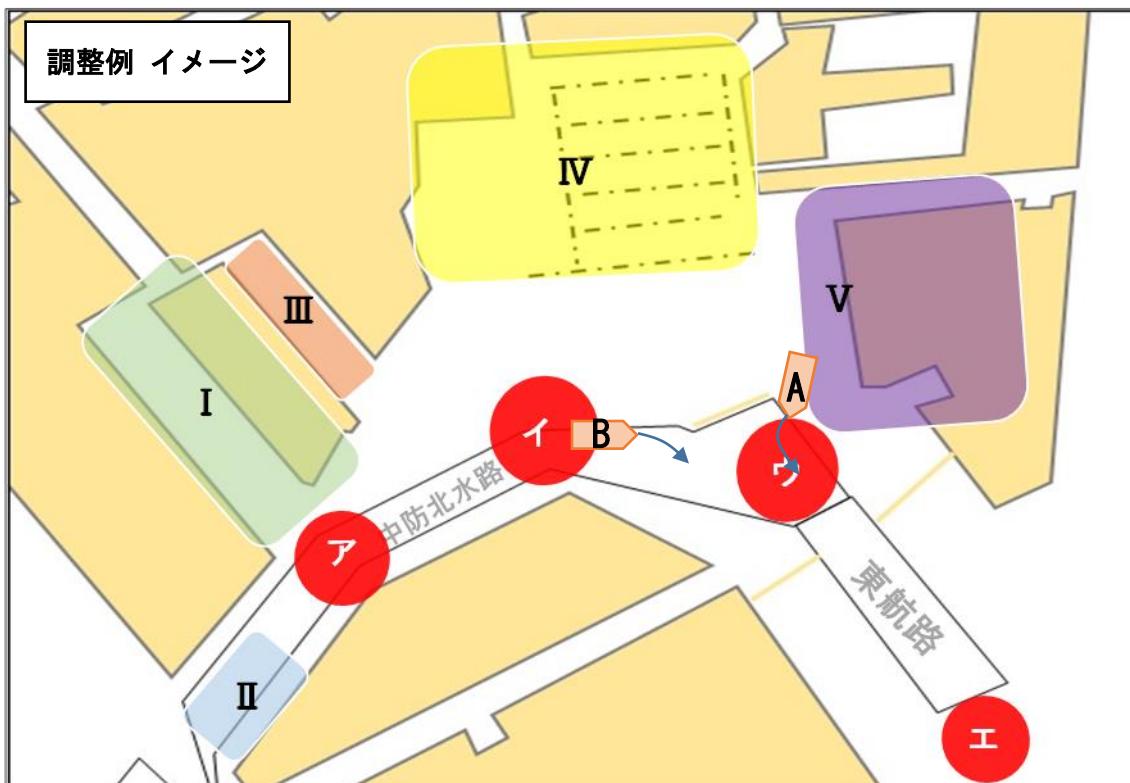
②入港船がエリア（Ⅲ）（Ⅳ）へ入域する場合。

出港船(A) 船に対して入港船（B）が調整水域（イ）を出域するまで（イ）に入域しないよう情報提供を行う。

③入港船がエリア（Ⅴ）へ入域する場合。

出港船(A) 船に対して入港船（B）が調整水域（ウ）を出域するまで（ウ）に入域しないよう情報提供を行う。

(2) 東航路北口付近における出港船同士の行き合い



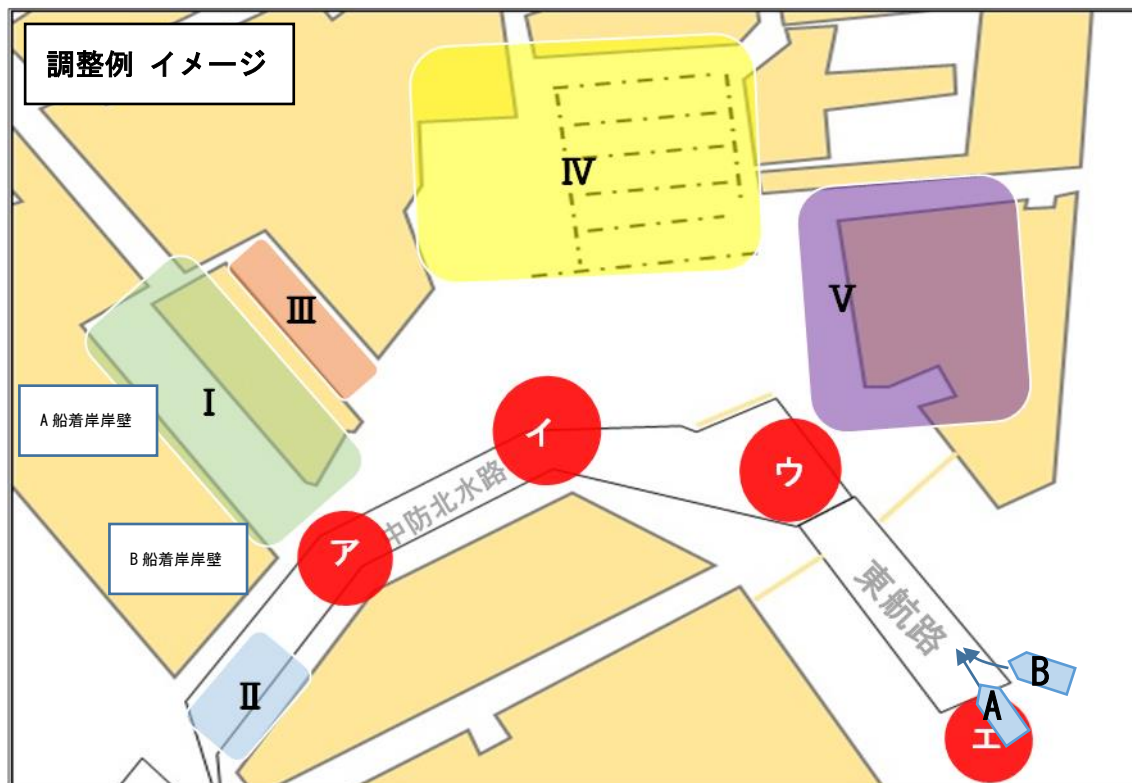
【 調整内容 】

◎ 原則東航路に近いエリア並びにバースから順次離岸するよう情報提供を行う。

【 調整例 】

- ①同時航路 IN とならないように(A)船及び(B)船の入航調整を行う（双方のスピード、海上衝突予防法に基づき判断する）。
- ②但し、出港船の操縦性能、タグボートの有無、着岸時のアンカー使用の有無、気象状況等によって原則に寄らない場合もある。

(3) 東航路南口付近における入港船同士の行き合い



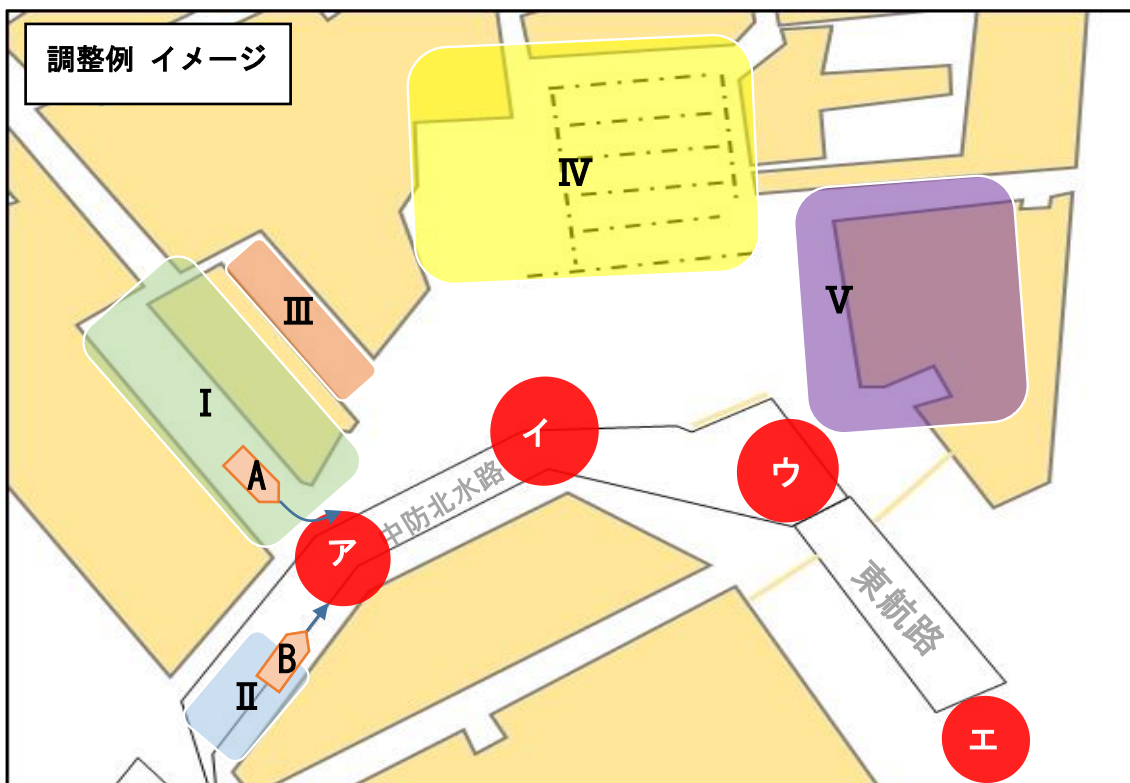
【 調整内容 】

- ◎ 同時航路 IN、及び山越し着岸を避けるため、原則港奥部から順次入航するよう情報提供を行う。

【 調整例 】

- ①同時航路 IN、及び山越し着岸を避けるため、原則、港奥部（A 船着岸岸壁）から入航時間差（4～5分）をつけて調整する。
- ②原則以外は、出船付け、タグの有無、気象状況などを考慮して、臨機に対応する。
- ③船間距離が充分でない場合、又は並べ替えに危険が生じると判断した場合は成り行き順番で入航させる。

(4) 隣接エリア及びバースからの同時出港船



【 調整内容 】

◎ 東航路に近いエリア並びにバースから順次離岸するよう情報提供を行う。

但し、出港船の操縦性能、タグボートの有無、着岸時のアンカー使用の有無、気象状況等によって奥の船舶から離岸するよう情報提供する時もある。この場合、奥の出港船が航過した後に離岸するよう手前の出港船に情報提供を行う。

【 調整例 】

① エリア（Ⅱ）の出港船（B）が船首西向きの場合

エリア（Ⅰ）出港船（A）が先に調整水域（ア）を出域可能であれば出港可とする情報提供を行う。この場合、エリア（Ⅱ）の出港船（B）は（ア）に入域しない。

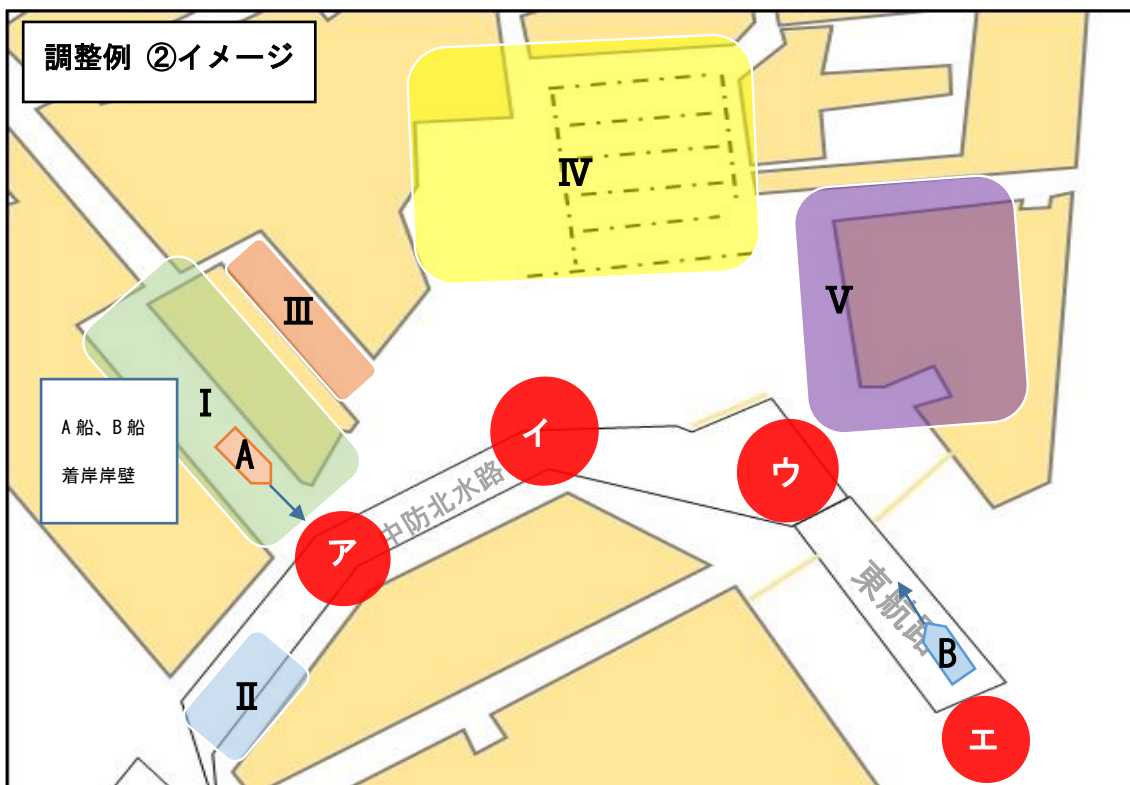
② エリア（Ⅱ）の出港船（B）が離岸前にエリア（Ⅰ）の出港船（A）が離岸している場合

エリア（Ⅰ）の出港船（A）が調整水域（ア）出域後に離岸するようエリア（Ⅱ）の出港船（B）に対して情報提供を行う。

③ エリア（Ⅲ）（Ⅳ）（Ⅴ）の出港船が離岸前にエリア（Ⅰ）の出港船（A）が離岸している場合

中坊北水路航行船が優先する情報提供を行う（港則法第14条準拠）。

(5) 同一エリア及びバースへの入出港船



【 調整内容 】

◎スリット内及び調整水域での行き合いを避けるよう情報提供を行う。

【 調整例 】

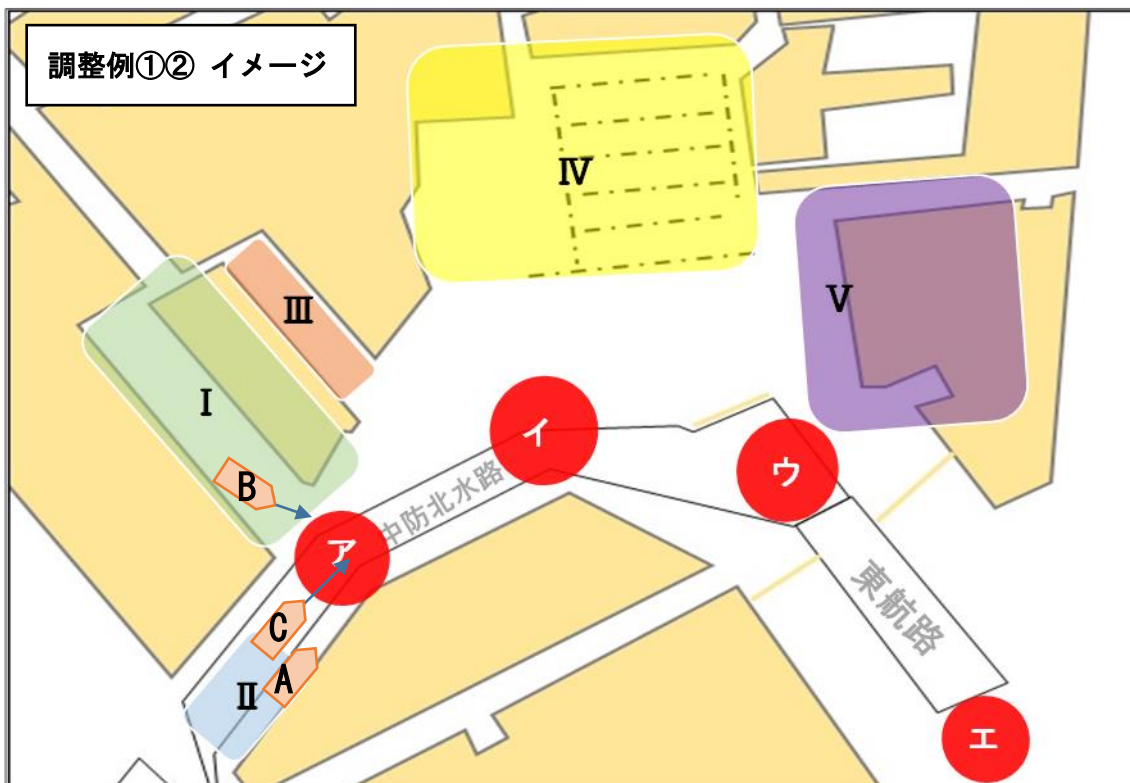
①入港船 (B) が既に東航路インした場合

- a. 入港船 (B) が出港船 (A) のバース手前のバースの場合は、入港船 (B) がファーストラインを取った後に離岸するよう出港船 (A) に情報提供を行う。
- b. 入港船 (B) が出港船 (A) より奥のバースの場合は入港船 (B) が航過した後に離岸するよう出港船 (A) に対し情報提供を行う。

②入港船 (B) と出港船 (A) が同一バースの場合

出港船 (A) が離岸後に入港船 (B) が航路インするよう情報提供を行う。

(6) 中防北水路における東行船と入出港船



【 調整内容 】

◎中防北水路内での競合を避けるよう情報提供を行う。出港船には逐次東行船（C）※の運航状況の情報提供を行う。

【 調整例 】

- ① エリア（I）の出港船（B）に対して
東行船（C）の位置、スピード等を勘案して明らかに見合い関係になると判断した場合は東行船（C）に続いて調整水域（ア）へ入域するよう情報提供を行う。
- ② エリア（II）の出港船（A）に対して
東行船（C）の位置、スピード等を勘案して明らかに見合い関係になると判断した場合は東行船（C）が出港船（A）を航過した後に離岸するよう情報提供を行う。

※東行船（C）とは港内クルーズを行うレストラン船の事

【参考】調整水域エリア早見表（入港時）

船舶動静	出港船舶					東行船舶	
	エリア	I	II	III	IV	V	中防北水路
入港船舶	I		出港船舶は、 調整水域（ア）への入域不可	出港船舶は、 調整水域（イ）への入域不可	出港船舶は、 調整水域（イ）への入域不可	出港船舶は、 調整水域（ウ）への入域不可	エリアIの船舶は、 調整水域（ア）への入域不可
	II						エリアII船舶は、 東行船舶過後に離岸
	III	出港船舶は、 調整水域（イ）への入域不可	出港船舶は、 調整水域（イ）への入域不可		出港船舶は、 調整水域（イ）への入域不可	出港船舶は、 調整水域（ウ）への入域不可	エリアIIIの船舶は、 調整水域（イ）への入域不可
	IV	出港船舶は、 調整水域（イ）への入域不可	出港船舶は、 調整水域（イ）への入域不可	出港船舶は、 調整水域（イ）への入域不可		出港船舶は、 調整水域（ウ）への入域不可	エリアIVの船舶は、 調整水域（イ）への入域不可
	V	出港船舶は、 調整水域（ウ）への入域不可	出港船舶は、 調整水域（ウ）への入域不可	出港船舶は、 調整水域（ウ）への入域不可	出港船舶は、 調整水域（ウ）への入域不可		エリアVの船舶は、 調整水域（ウ）への入域不可

【調整事項】

- 原則、港奥部から順次入航するよう情報提供（調整）を行う（エリアI⇒エリアIII⇒エリアIV⇒エリアV）。
- 山越し着岸をさけるため、湾奥部の船舶から順次、入航するよう情報提供（調整）を行う。
- 但し、順次入航により、航行の流れに支障をきたす場合、操船性能、着岸舷、タグボートの有無等も考慮し、これによらない場合もある。
- 同時入航を避けるため、原則、湾奥部から入航時間差（4分～5分）をつけて調整する。
- 出船付け、タグの有無、気象状況等を考慮して、臨機に対応する。但し、並べ替えに危険が生じると判断した場合等は、現状のまま入航させる。
- スリット内及び調整水域での行き合いを避けるよう情報提供（調整）を行う。
- 既に入港船が東航路に入航している場合
 - 入港船が出港船の手前のバースの場合は、入港船がファーストラインを取った後に離岸するよう出港船に情報提供（調整）を行う
 - 入港船が出港船より奥のバースの場合は、出港船に対し入港船が航過した後に離岸するよう情報提供（調整）を行う。
- 入出港船が同一バースの場合は、入港船に対し出港船が離岸後に東航路に入航するよう情報提供（調整）を行う。

【参考】調整水域エリア早見表（出港時）

船舶動静	出港船舶					東行船舶	
	エリア	I	II	III	IV	V	中防北水路
出港船舶	I		エリアIIからの出港船舶は、調整水域（ア）への入域不可	エリアIIIからの出港船舶は、調整水域（イ）への入域不可	エリアIVからの出港船舶は、調整水域（イ）への入域不可	エリアVからの出港船舶は、調整水域（ウ）への入域不可	エリアIからの出港船舶は、調整水域（ア）への入域不可
	II	エリアIからの出港船舶は、調整水域（ア）への入域不可		エリアIIIからの出港船舶は、調整水域（イ）への入域不可	エリアIVからの出港船舶は、調整水域（イ）への入域不可	エリアVからの出港船舶は、調整水域（ウ）への入域不可	エリアIIからの出港船舶は、東行船舶過後に離岸
	III	エリアIからの出港船舶は、調整水域（イ）への入域不可	エリアIIからの出港船舶は、調整水域（イ）への入域不可		エリアIVからの出港船舶は、調整水域（イ）への入域不可	エリアVからの出港船舶は、調整水域（ウ）への入域不可	エリアIIIからの出港船舶は、調整水域（イ）への入域不可
	IV	エリアIからの出港船舶は、調整水域（イ）への入域不可	エリアIIからの出港船舶は、調整水域（イ）への入域不可	エリアIIIからの出港船舶は、調整水域（イ）への入域不可		エリアVからの出港船舶は、調整水域（ウ）への入域不可	エリアIVからの出港船舶は、調整水域（イ）への入域不可
	V	エリアIからの出港船舶は、調整水域（ウ）への入域不可	エリアIIからの出港船舶は、調整水域（ウ）への入域不可	エリアIIIからの出港船舶は、調整水域（ウ）への入域不可	エリアIVからの出港船舶は、調整水域（ウ）への入域不可		エリアVからの出港船舶は、調整水域（ウ）への入域不可

【調整事項】

- 原則、東航路に近いエリア並びにバースから順次離岸するよう情報提供（調整）を行う。（エリアV⇒エリアIV⇒エリアIII⇒エリアII⇒エリアI）
- 東航路への同時入航とならないように入航調整を行う（双方のスピード、海上衝突予防法に基づき判断する。）但し、出港船の操縦性能、タグボートの有無、離岸時のアンカーの使用の有無、気象状況等によって、原則によらない場合もある。
- 但し、出港船の操縦性能、タグボートの有無、着岸時のアンカーの有無、気象状況等によって、奥の船舶から離岸するよう情報提供（調整）するときもある。この場合、奥の出港船が航過した後に離岸するよう手前出港船に情報提供（調整）を行う。
- 入出港船が同一バースの場合は、入港船に対し出港船が離岸後に東航路に入航するよう情報提供（調整）を行う。